

三河湾国定公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

これまでの経緯

- ・昭和33年 4月 三河湾国定公園の指定、公園計画の決定
- ・昭和40年12月 伊良湖地区の一部拡張
- ・昭和52年12月 4県立自然公園（遠望峰宮路山、蒲郡、南知多及び渥美半島）の一部を編入
- ・平成2年 9月 公園区域及び公園計画の変更（再検討）

公園の概要

- ・区 域：愛知県豊橋市、岡崎市、蒲郡市及び知多郡南知多町ほか3市11町から構成される。
- ・景観の特長：知多・渥美半島に囲まれ湾入の発達した三河湾と十数の島嶼を中心とした海洋景観が特徴である。海岸の特殊景観では、海蝕崖が知多半島の先端部、日間賀島、佐久島によくみられるほか、日出の石門等の海蝕洞、岩礁、海蝕棚などが発達している。また、千鳥ヶ浜、恋路ヶ浜などの砂浜が各所にみられる。
- ・動植物：海岸部はクロマツ、丘陵地や山地はクロマツ、アカマツ、スギ、ヒノキ等の二次林や植林地が多いが、湾内の島嶼や半島の先端部にウバメガシ、シイ、タブなどの常緑広葉樹林が残存している。また、海岸線にはハマヒルガオ、ハマエンドウ等の海岸植物が多いのが特徴である。また、ノウサギ、ニホンリス、タヌキ等の哺乳類、カワウ、カルガモ、トビ等の鳥類の繁殖が観察されている。
- ・利用形態：平成7年の利用者数は約17,763千人であり、全国定公園の中でも上位5位に入る利用者の多い国定公園である。主な利用形態は中部圏からの日帰り海水浴などである。

変更の概要

公園を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の見直しを行い、適正な保護と利用の増進を図るもの。

1. 公園区域の変更

（ 変更前	9,485ha	）
変更後	9,464ha	）

公園区域の明確化等に伴い、公園区域の拡張，削除を行う。

（拡張 2ヶ所 6ha， 削除 10ヶ所 27ha）

* 地域地区別面積：単位 ha (%)

変更前	特 別 地 域				普通地域
	8,552(90)				913 (9)
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	
	20(0)	6(0)	2,984(32)	5,562(59)	
公園区域 9,485(100)					
変更後	特 別 地 域				普通地域
	8,552(90)				892 (9)
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	
	20(0)	6(0)	2,979(32)	5,567(59)	
公園区域 9,464(100)					

2. 保護計画の変更

公園区域界が不明確となっている地域について、区域の部分修正を行い、区域の明確化を図る。また、市街化の進行、港湾施設としての海面の埋立等により国定公園としての資質が失われた地域について、公園区域からの削除、あるいは地種区分の変更を行う。

3. 利用計画の変更

伊良湖集団施設地区については、現在一般計画のみが決定されている。今般区域指定、詳細計画の決定を行い、国民休暇村を中心とした公園の利用及び管理のための施設の総合的な整備を図る。

《三河湾国定公園の位置図》(省略)